

選挙管理委員会 監査委員会 農業委員会



愛媛県都市監査委員協議会定例会（西条市役所）

選挙管理委員会

選挙管理委員会は公職選挙法や地方自治法等の法律またはそれに基づく政令の定めにより、選挙の管理執行に関すること、選挙の啓発に関すること、検察審査員候補者予定者及び裁判員候補者予定者の選定に関すること、直接請求の署名審査及び住民投票に関すること、国民投票に関すること等を行っている。

1 投票区・投票所と選挙人名簿登録者数

(令和元.6.3現在)

投票区	投票所名	男 (人)	女 (人)	計 (人)
1	文化振興会館	1,138	1,237	2,375
2	みなと保育園	385	443	828
3	口屋跡記念公民館	938	1,009	1,947
4	金子小学校体育館	1,453	1,663	3,116
5	JA新居浜市本館ロビー	845	930	1,775
6	南中学校体育館	2,130	2,301	4,431
7	金栄小学校体育館	2,111	2,373	4,484
8	惣開公民館	1,262	1,092	2,354
9	若宮保育園	697	754	1,451
10	別子銅山記念図書館	964	1,085	2,049
11	新居浜小学校体育館	973	1,026	1,999
12	松の木自治会館	1,009	1,073	2,082
13	東中学校体育館	1,958	2,222	4,180
14	高津公民館	2,160	2,418	4,578
15	浮島小学校体育館	846	987	1,833
16	垣生公民館	1,869	2,064	3,933
17	川東支所	1,549	1,748	3,297
18	神郷小学校体育館	2,418	2,689	5,107
19	多喜浜公民館	1,154	1,218	2,372

投票区	投票所名	男 (人)	女 (人)	計 (人)
20	黒島自治会館	156	150	306
21	川東高齢者福祉センター大島分館	94	87	181
22	船木小学校体育館	2,786	3,187	5,973
23	東田保育園	1,165	1,215	2,380
24	泉川公民館	1,800	1,965	3,765
25	泉川中学校体育館	1,713	1,913	3,626
26	新居浜特別支援学校	1,651	1,811	3,462
27	上部児童センター	1,645	1,922	3,567
28	高齢者生きがい創造学園	1,196	1,374	2,570
29	中萩公民館	1,922	2,225	4,147
30	萩生保育園	1,365	1,552	2,917
31	大生院公民館	1,579	1,781	3,360
32	角野中学校体育館	2,597	2,984	5,581
33	角野小学校体育館	1,480	1,697	3,177
34	角野新田自治会館	351	373	724
35	立川自治会館	55	63	118
36	別子山支所	16	18	34
37	福祉センター別子山分館	57	48	105
合計		47,487	52,697	100,184

2 在外選挙人名簿登録者数 (令和元.6.3現在)

男	女	計
23	20	43

3 市長選挙の記録

区分	年	4	8	12	16	20	24	28
執行月日		11/15	10/27	11/12	11/14	11/9	11/11	11/13
有権者数(人)		99,687	102,135	102,612	102,700	102,317		
投票者数(人)		43,794	64,365	62,051	56,875	59,300	無	無
投票率(%)		43.93	63.02	60.47	55.38	57.96	投	投
最高得票数(票)		34,760	31,895	31,969	31,501	29,642	票	票
立候補者数(人)		2	3	2	2	2	1	1

4 市議会議員選挙の記録

区分	年	11	※ 12	(第1選挙区) 15	(無投票) (第2選挙区) 15	19	23	27	31
執行月日		4/25	11/12	4/27	4/27	4/22	4/24	4/26	4/21
有権者総数(人)		101,941	102,612	101,852	227	101,698	100,977	99,021	98,755
投票者数(人)		68,707	62,023	65,963	—	61,666	53,717	52,012	46,697
棄権者数(人)		33,234	40,589	35,889	—	40,032	47,260	47,009	52,058
投票率(%)		67.40	60.44	64.76	—	60.64	53.20	52.53	47.29
無効投票数(票)		619	2,161	704	—	589	576	489	512
立候補者数(人)		36	3	38	1	34	30	33	30
定数(人)		34	1	30	1	28	26	26	26
最高得票数(票)		2,977	22,118	2,831.103	—	3,533	2,891	2,934	2,218
当選者最低得票数(票)		1,287	22,118	1,315	—	1,360.019	1,392	1,198.479	1,283.723
最低得票数(票)		1,183	16,179	356	—	555.009	638	319	174
当選者総得票数(票)		65,686.316	22,118	58,636.100	—	55,238.986	49,025.205	45,155.332	43,581.995
当選者1人当たり得票平均(票)		1,931.950	22,118	1,954.537	—	1,972.820	1,885.585	1,736.744	1,676.231
最高年齢(歳)		73	52	77	66	76	76	77	80
最低年齢(歳)		37	28	27	66	28	35	32	36

※は補欠選挙

5 最近の主な選挙の概要

区分	県知事	県議会議員	衆議院議員	参議院議員	衆議院議員	県知事	県議会議員
執行年月日	15.1.26	15.4.13	15.11.9	16.7.11	17.9.11	19.1.21	19.4.8
有権者数(人)	102,570	102,150	103,383	103,398	103,067	102,457	101,772
投票者数(人)	34,356	48,773	55,708	53,861	63,828	36,760	52,743
投票率(%)	33.50	47.75	53.89	52.09	61.93	35.88	51.82
最高得票数(票)	25,532	12,783	27,419	25,099	34,618	22,877	12,984
当選者最低得票数(票)	25,532	5,815	27,419	20,539	34,618	22,877	7,552
立候補者数(人)	2	6	5	3	3	3	6
定数(人)	1	5	1	1	1	1	4

区 分	参議院議員	衆議院議員	参議院議員	県知事	県議会議員	衆議院議員	参議院議員
執行年月日	19.7.29	21.8.30	22.7.11	22.11.28	23.4.10	24.12.16	25.7.21
有権者数(人)	102,967	102,746	102,510	101,728	101,048	101,789	101,326
投票者数(人)	59,578	73,035	56,831	37,927	50,048	59,853	47,922
投票率(%)	57.86	71.08	55.44	37.28	49.53	58.80	47.29
最高得票数(票)	32,507	37,265.172	25,655	27,589	9,933	31,408.483	30,345
当選者最低得票数(票)	32,507	37,265.172	25,655	27,589	6,101	31,408.483	30,345
立候補者数(人)	3	3	4	3	7	4	5
定数(人)	1	1	1	1	4	1	1

区 分	県知事	衆議院議員	県議会議員	参議院議員	衆議院議員	県知事	県議会議員
執行年月日	26.11.16	26.12.14	27.4.12	28.7.10	29.10.22	30.11.18	31.4.7
有権者数(人)	100,037	100,537	99,064	101,713	101,027	99,752	98,881
投票者数(人)	31,704	49,548	44,469	55,020	52,361	33,545	41,265
投票率(%)	31.69	49.28	44.89	54.09	51.81	33.63	41.73
最高得票数(票)	27,934	26,803.257	10,580	28,575	25,117.315	28,747	10,065
当選者最低得票数(票)	27,934	26,803.257	7,469	24,482	25,117.315	28,747	7,596
立候補者数(人)	2	3	5	3	4	3	5
定数(人)	1	1	4	1	1	1	4

注：最高得票数及び当選者最低得票数については、新居浜市開票区における得票数である。

6 選挙公営制度

お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度が設けられている。

(1) 任意制ポスター掲示場

公職選挙法第144条の2第8項の規定に基づき、新居浜市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年10月1日条例第37号)を制定し、ポスター掲示場を設置している。

〈最近の選挙における設置数〉

新居浜市長選挙

(平成28年11月13日執行) 259箇所

新居浜市議会議員選挙

(平成31年4月21日執行) 260箇所

(2) 任意制選挙公報

公職選挙法第172条の2の規定に基づき、議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和57年10月1日条例第38号)を制定し、選挙公報を発行している。

〈最近の選挙における発行部数〉

新居浜市議会議員選挙

(平成31年4月21日執行) 53,000部

※平成28年執行の新居浜市長選挙は無投票のため発行せず。

(3) 選挙運動費用に関する公費負担

公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年12月27日条例第24号)を制定し、選挙運動用自動車の使用に係る費用、選挙運動用ビラの作成に係る費用ならびにポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成に係る費用について、上限額の範囲内で要した費用を市が負担する制度を定めている。

7 選挙啓発

選挙管理委員会は、明るく正しい選挙の推進及び政治意識の向上をはじめ、投票の方法や選挙違反その他選挙に関し必要な事項を選挙人に周知するため、各種の選挙啓発事業を実施している。特に、平成28年7月の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、主権者教育の一環として市内高等学校及び高等専門学校と連携した選挙啓発講座を実施することで、有権者としての自覚と政治や選挙への関心及び投票参加への意識向上を目指している。